

5年前の①梅雨(つゆ)どき、さいたま市に住む女性(78)は、東京・銀座で女性たちのデモを見た。集団的自衛権の②コウシ(行使)容認に反対する人々だった。

(1)その時の思いを俳句に詠む。〈梅雨空に「九条守れ」の女性デモ〉▼地元の公民館の句会で秀句に選ばれた。従来、秀句は公民館だよりで紹介されてきたのに、公民館はこの句に限って掲載を③拒(こば)む。「公平中立の立場から好ましくない」という理由だった。④ナットク(納得)がいかず、市を相手に裁判を起こした▼「思想・信条を理由にした不公正な取り扱いだった」と地裁、高裁が認める。昨年末、最高裁で確定し、句は公民館だよりの今年2月号に掲載された。「子どものころ、⑤クウシユウ(空襲)警報が鳴って⑥防空壕(ぼうくうごう)に駆け込んだ記憶は⑦センメイ(鮮明)です。普通の主婦が、9条は大事だという当たり前の気持ちを小さな句会で詠んだだけ。それが不掲載になるいまの世の中が心配です」▼句歴は10年に及ぶが、〈梅雨空に〉は句としてはしつくり来なかったという。裁判で幾度も取り上げられ、有名になってくのが恥ずかしかったと話す▼一連の⑧ケイイ(経緯)をふりかえると、行政側の(2)事なかれ主義が浮かび上がる。憲法を守る動きとはかわりを持たぬ方がいまは得策……。問われたのは、行政の現場に広まる(3)そんな見間違いの「憲法アレルギー」だった▼⑨オク(憶)せずには声をあげ、70代で初めて司法の場に立つ。女性の⑩フロントウ(奮闘)に励まされた方も多いのではないか。今日は憲法記念日。(4)〈梅雨空に〉は、憲法史に長く刻まれるべき一句だろう。

〔2019年5月3日「天声人語」〕

問一 ①～⑩のカタカナ部は漢字に直し、傍線部は読みを書き入れなさい。

問二 傍線部(1)の内容を文中から17字で抜き出そう。

(9条は大事だという当たり前の気持ち)

問三 傍線部(2)の意味を答えよう。

(問題が起こらず、ただ平穩無事にすめばよいと望む消極的な態度や考え方)

問四 傍線部(3)「そんな」の指示内容を24字で抜き出そう。

(憲法を守る動きとはかわりを持たぬ方がいまは得策)

問五 傍線部(4)の理由を30字程度でまとめてみよう。

〔答例〕(不掲載は不公正な扱いだと確定し、公民館だよりに掲載されたから)

問六 次は、5月3日の朝日新聞オピニオン面に掲載の憲法学者樋口陽一氏の言葉である。(1)～(5)にあてはまる語句を語群から選び、記号で答えよう。

・基本的な法原則の一つに「(1 B)の法は(2 A)の法を破る」があります。
ある法規範にそれまでと違うことを書き加えたら、前からあるルールは失効するか意味を変えするという原則です。憲法9条の(3 E)は削らないまま単純に自衛隊の存在を書き足したら、場合によっては残った現在の条項は失効する恐れがあるのです。(4 D)をうたった1項と、(5 C)を定めた2項です。

〔語群〕A 先 B 後 C 戦力不保持 D 戦争放棄 E 条文